

# 高齢者・障がい者を災害から守る

災害時要援護者支援制度をはじめます



要支援の申請



要支援者台帳

災害時要援護者支援制度とは？  
一人暮らしの高齢者や重度の障がい者など、日常生活のなかで手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

**なぜ必要なのか**  
一人暮らしの高齢者や重度の障がい者の方は、不安をかかえて生活しています。  
○もし大地震が起きたら：  
○台風や雨で浸水したら：  
○不安なときに気軽に話せる人が近くにいたら：  
そんなときにも、みんなが安心して生活できるようにするために。

## ポイントは4つ

- ①制度を利用したい人は、事前に登録していただきます。
- ②ご近所の人などで支援してくれる人(地域支援者)を決めて、登録台帳に載せることの同意を得ます。
- ③登録する際に、支援のために必要な個人情報(区長、消防団、民生委員含む)を提供することに同意していただきます。
- ④地域支援者には、要援護者への日頃の声かけや、いざというときの確認、避難の支援をお願いします。  
ただし、できる範囲での支援であり、責任を伴うものではありません。

## 対象となる人は

日常に周囲の支援を必要とする人、災害が起きた時に、自分一人で移動することや情報を得ることが難しく、避難するのに何らかの支援が必要となる人です。

- ・身体障がい児者(身体障害者手帳所持者)
- ・知的障がい児者(療育手帳所持者)
- ・精神障がい者(精神障害福祉手帳所持者)
- ・ひとり暮らし、寝たきり高齢者
- ・高齢者のみの世帯
- ・認知症高齢者
- ・要介護認定者

## 地域支援者について

「地域支援者」として一番望ましいのはあなたの近隣の人です。

- 自治会・自主防災組織は、大規模災害が起きたときは「支援制度」への登録の有無にかかわらず、被災者の救助や避難誘導が優先されます。
- 民生委員児童委員も、それぞれの受け持つ区域が広いため、災害時には一人ひとりを支援することはできません。

### そこで、いざという時のために！

災害が起きた時に頼りになり、また、助け合っていくことができるのは、近隣の人です。「支援をお願いするかどうか」だけではなく、普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要です。

戸籍の電子情報化に向けて

## 誤字・俗字を 正しい文字に直します。

戸籍に記載されたあなたの氏名  
使われている漢字が  
正しい文字でなかったら…。

町では、手書きやタイプ打ちされている現在の戸籍を、9月からコンピュータ化し、電子情報として取り扱います。今、電子情報化に向けて作業を進めているところですが、その作業の中で、誤字や俗字で書かれた氏名は、常用漢字表や人名用漢字表などにある正しい文字で記載するように戸籍法などで定められています。

例えば…

茂木 恵 となっていれば  
茂木 恵 と記載をします。

みなさんの氏名に使われている漢字を正しい文字にした場合、町から通知をしますので、ご質問や不服がある場合には、通知書に記載された期間内にご連絡をください。なお、戸籍の氏名を正しい漢字で記載しても、氏や名前が変更されるものではありません。免許証や資格証、印鑑登録などの変更手続きをする必要もありません。

問い合わせ先

町民課住民係 内線 46・48



### 正字・俗字・誤字ってどんな文字？

**正字** 社会一般において正しいとされている文字は常用漢字表などの公的な裏付けがなければなりません。

一般の漢和辞典などで正しいとされている文字をいいます。

**俗字** 習慣により用いられている文字で、漢和辞典などで俗字として掲げられている文字を俗字といいます。

**誤字** 正字、俗字に属さない文字を誤字といいます。「、」を書き落としたり、余分に書いてしまったりした、文字として間違っているものです。

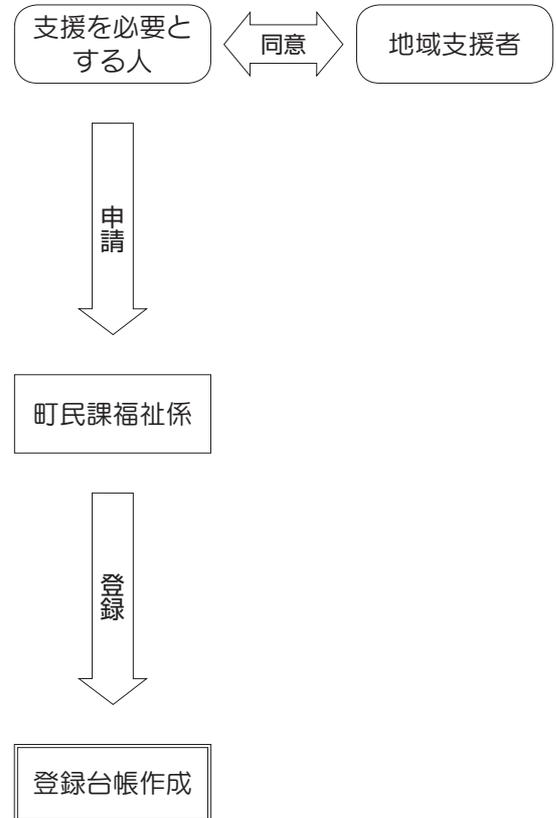
今までの和紙に記載された戸籍は、当初は戸籍事務を担当する職員が手書きで記載していました。その後、戸籍専用のタイプライターの導入でタイプ打ちされるようになり、現在に至っています。

誤字や俗字は、手書き当時の戸籍に多く見受けられます。戸籍の内容は、みなさんからの届出などに基づいて記載するものですが、誤った漢字や俗字で届出されたものや、戸籍に手書きをしていた当時の担当職員の手癖・書き癖などで誤って書かれたものもあります。

(5) みよた広報 やまゆり

## 災害時要援護者支援制度

### 登録までの流れ



◎登録を希望する人は「登録申請書」を提出してください。

◎「支援を必要とする人」は登録申請前に「地域支援者」になってもらえる人をお願いしておきます。

◎「地域支援者」になってくれる人が見つからない場合は、町民課福祉係に相談してください。

問い合わせ先

町民課福祉係 内線 44・45